

千葉県議会議長 川名寛章 様

2012年10月22日

申 入 書

千葉市中央区中央3-15-6 やまちょうビル6階
千葉県市民オンブズマン連絡会議 代表幹事 広瀬理夫

政務活動費に関する条例は、議会選出委員・有識者・公募委員による専門委員会により検討し、パブリックコメントを行うこと。

国や自治体の危機的な財政状況により、国民はみなその影響を受けて苦闘を強いられている中で、地方議会議員の報酬の二重取りともいわれる政務活動費を定義する地方自治法が改正されました。

政務調査費が2000年の地方自治法改正により制度化されたものの、透明性に欠ける運用が指摘され、以来、10年を経過してもなお使途が乱脈をきわめ、支出が違法であると提訴された住民訴訟が全国で70件を数え、47件が一裁判所により違法を認容されています。

千葉県においてもその実態は、当会が提訴し千葉地裁で係争中の政務調査費返還訴訟で明らかにしているところです。

今回の地方自治法の改正目的は、「議員活動の活性化を図るためにこれを行うものであることを踏まえ、その運用につき国民の批判をまねくことのないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、使途の透明性の向上が図られるよう、特段の配慮を行うこと」と法改正の趣旨が述べられています。

これを実現するためには、現行の野放図な運用の実態にかんがみ、当事者である議会でのみ検討することでは実現されません。

よって、以下について申し入れます。

記

第1 議会選出委員・学識経験者・公募による住民の代表、による政務活動費検討委員会をつくり、公開の場で「喧々諤々、議論をして」（衆議院総務委員会における、提案者の趣旨説明）透明性のある運用とそれが可能となる規定を網羅した条例案を完成させること。

第2 広く県民の理解を求めるため、パブリックコメントを行うこと。

以 上